



事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 23 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する
財政支援の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（平成 26 年 2 月 19 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・総務課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援を延長することとしていました。

今般、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の期間を、下記のとおり延長することを予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管下保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 27 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

- ・帰還困難区域等（※2）及び上位所得層（※3）を除く旧緊急時避難準備区域等（※4）・旧避難指示解除準備区域等（※5）の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、平成28年2月29日までの間に係るもの
- ・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、平成27年9月30日までの間に係るもの

について行う免除措置に対し、平成27年度において、平成27年2月28日までと同様の財政支援を予定していること。

2 平成27年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

- ・帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の平成27年度相当分の保険料（税）額であって、平成28年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額
- ・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の平成27年度相当分の保険料（税）額であって、平成28年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、平成27年4月分から9月分までに相当する月割算定額

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、平成27年度において、平成27年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

3 平成26年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

避難指示区域等の被保険者に係る保険料（税）について、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（平成26年7月16日付け保国発0716第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「平成26年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（平成26年7月11日付け保高発0711第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）において示した減免基準に基づいて行う平成26年度相当分の保険料（税）の免除措置については、平成27年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものを財政支援の対象とすることとしているが、平成26年度末に資格を取得したこと等により平成27年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を平成27年度の特別調整交付（補助）金により財政支援する予定であること。

4 特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

- ・帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の被保険者等の特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の

差額に対する助成措置

- ・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者等に対して行った、平成 27 年 9 月 30 日までの間に係る特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

については、平成 27 年度において、平成 27 年 3 月 31 日までと同様の財政支援（※6）を予定していること。

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※2）「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。

（※3）「上位所得層」とは、

①健康保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第 1 項及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 16 条第 1 項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上に該当する被保険者

②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成 26 年（平成 27 年 7 月までの場合にあつては、平成 25 年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯

③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成 26 年（平成 27 年 7 月までの場合にあつては、平成 25 年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

（※4）「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。

（※5）「旧避難指示解除準備区域等」とは、①旧避難指示解除準備区域、②平成 26 年度に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。（別紙を参照）

（※6）後期高齢者医療制度については、特別調整交付金による財政支援を予定している。

平成 26 年度中に指定が解除された避難指示解除準備区域 及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）について

1 避難指示解除準備区域

（１）田村市の一部

【田村市都路町古道】

- 字尾ノ川の全ての区域、字下ノ久保の全ての区域、字下ノ原の全ての区域、字番坊の全ての区域、字前田の全ての区域、字上野前の全ての区域、字場々の全ての区域、字権七田の全ての区域、字柳野沢の全ての区域、字八小屋の全ての区域、字下野前の全ての区域、字稲葉下の全ての区域、字仲ノ前の全ての区域、字鍛冶屋前の全ての区域、字申酉の全ての区域、字川向の全ての区域、字南作の全ての区域、字荻田の全ての区域、字反田の全ての区域、字鳥伏の全ての区域
- 字横山 89 番地 8、89 番地 9、89 番地 11、92 番地 1、92 番地 2、92 番地 3、92 番地 4、93 番地 1、93 番地 3、93 番地 4、93 番地 5、101 番地 1、101 番地 2、101 番地 3、101 番地 8、101 番地 9、101 番地 10、101 番地 11、101 番地 12、101 番地 13、101 番地 14、101 番地 15、105 番地 1、105 番地 2、105 番地 3、112 番地 1、112 番地 2、112 番地 3、115 番地 1、115 番地 2、116 番地 1、116 番地 2、116 番地 3、117 番地 1、117 番地 2、117 番地 3、117 番地 4、117 番地 5、117 番地 6、117 番地 7、117 番地 8、117 番地 9、117 番地 10、118 番地、119 番地、124 番地、125 番地、129 番地 1、129 番地 2、129 番地 3、129 番地 4、129 番地 5、129 番地 6、130 番地、132 番地、135 番地、136 番地、137 番地、138 番地
- 字戸屋 84 番地、85 番地 1、87 番地 1、87 番地 2、87 番地 4、87 番地 13、87 番地 14、87 番地 15、87 番地 16、88 番地 1、88 番地 3、88 番地 7、88 番地 8、90 番地、91 番地 1、91 番地 2、91 番地 7、91 番地 8、92 番地 2、92 番地 4、93 番地 1、93 番地 3、93 番地 4、93 番地 5、95 番地 1、95 番地 3、96 番地 1、96 番地 4、96 番地 5、98 番地 1、99 番地 1、100 番地 1、100 番地 3、104 番地 1、104 番地 2、105 番地 1、106 番地 1、108 番地 1、108 番地 2、111 番地 1、111 番地 2、111 番地 3、111 番地 5、112 番地、127 番地 1、127 番地 2、127 番地 3、128 番地 1、128 番地 2、128 番地 3、129 番地、135 番地、137 番地、138 番地、145 番地
- 字小滝沢のうち、121 番地 1、121 番地 2、121 番地 3、121 番地 4、121 番地 7、121 番地 8、121 番地 9、121 番地 10、121 番地 11、121 番地 13、121 番地 14、121 番地 15、122 番地 2、126 番地、128 番地、137 番地、138 番地、139 番地、140 番地、141 番地 1、141 番地 2、142 番地、143 番地、144 番地、146 番地 2、148 番地、149 番地、153 番地、156 番地を除く区域

【田村市内国有林福島森林管理署】

- 269 林班から 283 林班

（２）川内村の一部

【川内村大字上川内】

- 字切払 501 番地 1、501 番地 3
- 字大四郎 506 番地 3、506 番地 4、519 番地
- 字檜生のうち、501 番地 5 から 501 番地 7、502 番地 1、502 番地 2、503 番地 57 から 503 番地 59 を除く区域
- 字金子塚の全ての区域、字大鷹鳥谷の全ての区域、字小鷹鳥谷の全ての区域
- 字高山 501 番地
- 字炭焼場 10 番地 1、502 番地、503 番地 1、504 番地、514 番地 1、514 番地 7、514 番地 8、514 番地 12 から 514 番地 17、515 番地 1 から 515 番地 5、516 番地 1、516 番地 6
- 字弓目幾のうち、501 番地 5、501 番地 8、501 番地 9、502 番地、505 番地、506 番地、507 番地、508 番地を除く区域

【川内村大字下川内】

- 字田ノ入のうち、9番地、15番地、16番地、19番地1から19番地6、20番地1、20番地8、21番地1から21番地3、22番地1、22番地3から22番地5、23番地、24番地、27番地1、27番地4から27番地6、28番地3、30番地1から30番地3を除く区域
- 字鍋倉の全ての区域
- 字道ノ下 522番地1
- 字糠塚の全ての区域、字南の全ての区域、字吉ノ田和の全ての区域、字毛戸の全ての区域、字五枚沢の全ての区域、字上滝の全ての区域
- 字館山 501番地1、514番地から528番地、530番地
- 字篠平の全ての区域
- 字坂シ内 133番地5、141番地7、152番地1から152番地3、153番地1から153番地5、155番地2、156番地2から156番地4、156番地6、157番地4、157番地8、158番地2から158番地4、159番地2、159番地4、159番地6から159番地16、160番地9、161番地1から161番地3、162番地2、162番地3、167番地3、167番地9、167番地19、176番地3、176番地5、176番地14、236番地1、236番地2、511番地から513番地、547番地、548番地
- 字山梨作の全ての区域
- 字ドブ 501番地、503番地1
- 字下仁井倉の全ての区域
- 字宮坂 501番地、501番地15から501番地19、501番地22から501番地26、502番地から506番地
- 字原 73番地14、73番地15、73番地29、73番地30、106番地9、106番地23から106番地27、106番地34、106番地35、106番地37、106番地39から106番地42、106番地46、504番地1から504番地6、505番地から510番地
- 字横根 501番地
- 字平沢 17番地、18番地4、18番地6から18番地8、45番地24、70番地17から70番地20、70番地22から70番地29、70番地32から70番地37、70番地44から70番地56、70番地58から70番地62、70番地64、70番地67、70番地71から70番地76、70番地78、86番地2、86番地8、87番地4、88番地2、98番地1、98番地2、98番地4、98番地5、501番地1から501番地6、503番地から505番地、507番地、508番地1、508番地2、511番地1から511番地4、512番地から512番地
- 字北川原 103番地34から103番地50、179番地3、524番地1、524番地2、524番地4、530番地から536番地、537番地1、537番地2、537番地4、538番地から543番地、字小田代 527番地、528番地、549番地、550番地1から550番地5、551番地

【川内村内国有林磐城森林管理署】

- 601林班から603林班、604林班の一部、627林班、628林班、630林班、631林班、634林班、637林班、638林班の一部

2 特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（1）南相馬市

- 鹿島区檜原の一部（4地点）、原町区大谷の一部（16地点）、原町区大原の一部（49地点）、原町区高倉の一部（33地点）、原町区押釜の一部（3地点）、原町区片倉の一部（2地点）、原町区馬場の一部（35地点）

※参照

「避難指示等について」（経済産業省ホームページ）

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#shiji>